

令和4年4月1日から 小学校通学区域の一部が変更になります

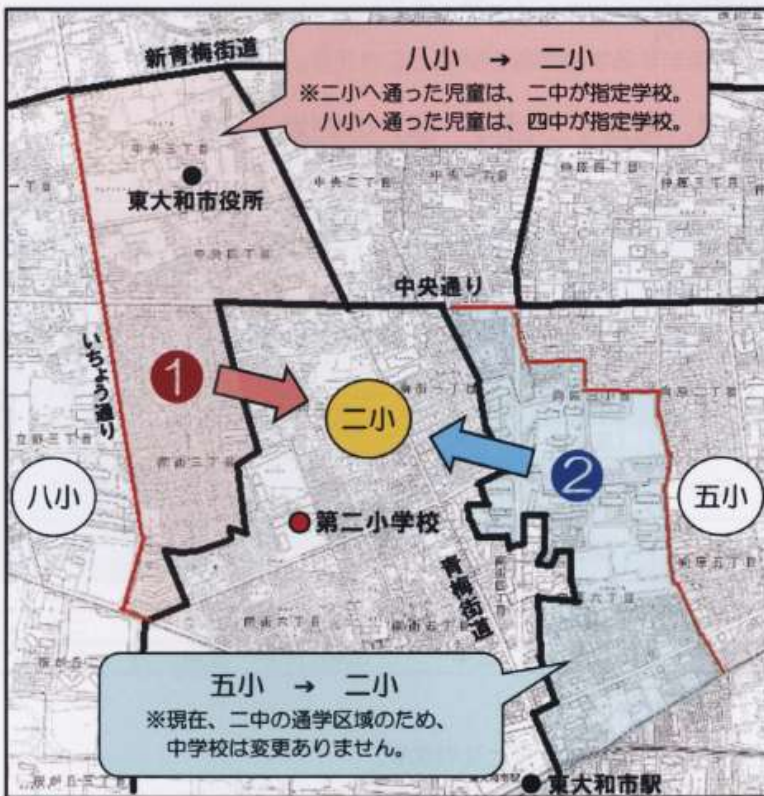
東大和市教育委員会では、少子高齢化による児童・生徒の減少や、学校施設の老朽化等、市を取り巻く教育環境を踏まえ、令和2年7月に「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針、東大和市立小・中学校再編計画」を策定しました。

この計画に基づき、令和4年4月から、以下のとおり、小学校の通学区域の一部を変更することにしましたので、お知らせいたします。

◆通学区域変更表

対象区域	対象学年	旧指定学校	新指定学校
① 中央3・4丁目、 南街3丁目の一部	令和4年度以降の 新小学一年生	第八小学校	第二小学校
② 向原3・6丁目の一部、 南街1丁目の一部		第五小学校	

※現在、第五小学校、第八小学校に通学している児童は、学校が変更となることはありません。



令和4年4月から、小学校の通学区域が2か所変更となります。

対象区域に住んでいる令和4年度以降の新小学一年生については、以下の理由により、第二小学校が指定学校となります（ただし、一定の経過措置があります。）。

- ①の変更については、第二中学校と第四中学校の生徒数の均衡を図るために行います。
- ②の変更については、第五小学校の通学区域が、二つの中学校の通学区域に分かれていることを解消するために行います。（同じ小学校の児童は、同じ中学校とするため。）

◆経過措置について

対象区域については、次のとおり経過措置を設け、旧通学区域の小学校を選択できるようにします。（令和4年度及び令和5年度の新小学一年生には、入学の前年9月中旬頃に発送する就学時健康診断のお知らせ時に、手続き方法等をご案内します。）

- 【1】 令和4年度及び令和5年度の新小学一年生は、旧通学区域の小学校を選択できます。
- 【2】 兄弟姉妹が通学する小学校を選択できます。

裏面もご覧ください。

①の通学区域（中央3・4丁目、南街3丁目の一部）の児童・生徒

年度 学年	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
小学1年生	二小 (八小)	二小 (八小)	二小	二小	二小	二小	二小	二小	二小
2	八小	二小 (八小)	二小 (八小)	二小	二小	二小	二小	二小	二小
3	八小	八小	二小 (八小)	二小 (八小)	二小	二小	二小	二小	二小
4	八小	八小	八小	二小 (八小)	二小 (八小)	二小	二小	二小	二小
5	八小	八小	八小	八小	二小 (八小)	二小 (八小)	二小	二小	二小
6	八小	八小	八小	八小	八小	二小 (八小)	二小 (八小)	二小	二小
中学1年生	四中	四中	四中	四中	四中	四中	二中 (四中)	二中 (四中)	二中
2	四中	四中	四中	四中	四中	四中	四中	二中 (四中)	二中 (四中)
3	四中	四中	四中	四中	四中	四中	四中	四中	二中 (四中)

※令和4年度及び令和5年度の新小学一年生は、入学時に、二小または八小を選択し、6年間同じ学校へ通学します。

※二小に通った児童は二中、八小に通った児童は四中が指定学校となります。

※現在通学している児童・生徒は、変更ありません。

※転入、転居してきた児童・生徒は、同学年が通学する学校が指定学校となります。

②の通学区域（向原3・6丁目の一部、南街1丁目の一部）の児童・生徒

年度 学年	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
小学1年生	二小 (五小)	二小 (五小)	二小	二小	二小	二小	二小	二小	二小
2	五小	二小 (五小)	二小 (五小)	二小	二小	二小	二小	二小	二小
3	五小	五小	二小 (五小)	二小 (五小)	二小	二小	二小	二小	二小
4	五小	五小	五小	二小 (五小)	二小 (五小)	二小	二小	二小	二小
5	五小	五小	五小	五小	二小 (五小)	二小 (五小)	二小	二小	二小
6	五小	五小	五小	五小	五小	二小 (五小)	二小 (五小)	二小	二小
中学1年生	二中	二中	二中	二中	二中	二中	二中	二中	二中
2	二中	二中	二中	二中	二中	二中	二中	二中	二中
3	二中	二中	二中	二中	二中	二中	二中	二中	二中

※中学校については、変更ありません。

※現在通学している児童は、変更ありません。

※転入、転居してきた児童は、同学年が通学する学校が指定学校となります。

「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針、東大和市立小・中学校再編計画」については、令和2年度から令和11年度までの10年間の計画で、今後の小・中学校における適正な規模や配置等の方針を示した計画となっています。市公式ホームページの「子育て・学校」→「学校教育」→「学校規模の適正化」に掲載してありますので、ご覧ください。

【お問い合わせ先】

東大和市教育委員会 学校教育部 教育総務課 学務係
電話 042-563-2111 内線 1521・1522